最終更新日：2021年7月5日
宇部興産株式会社
代表取締役社長 泉原　雅人
問合せ先：財務・IR部
証券コード：4208
http://www.ube.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社及びグループ会社からなるＵＢＥグループは、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを、その基本的使命としています。そのために当社は、監査等委員会設置会社として、監査権や意見陳述権を有する監査等委員である取締役が取締役会において議決権を保有する体制を整え、取締役会による業務執行の監督機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任することで業務執行の迅速化を図るなど、実効的なコーポレート・ガバナンスを確立することにより、適正な事業活動を持続的に営み、株主をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得ることが重要であると考えております。

当社は、経営の効率化と透明性の向上、意思決定の迅速化、経営責任の明確化、そして経営監視機能の強化など、コーポレート・ガバナンスの充実に今後とも取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年4月1日の開示において未実施としました項目のうち、補充原則４－８－１については、2021年4月から独立社外取締役のみを構成員とする会合を実施しております。

【補充原則４－８－１】

当社は、独立社外取締役のみを構成員とする会合や、社内情報を提供し議論を深めるため独立社外取締役に加え非業務執行社内取締役（取締役会長）も参画する会合を、定期的及び必要に応じて開催し、情報交換・認識共有を図っています。

【原則４－１１】

当社は、化学、建設資材、機械など広範な事業活動に対し適切な意思決定・経営監視を実現するため、取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）として豊富な事業経験・業務経験を有する者を選任し、社外取締役として独立した客観的な視点と高い見識を有し積極的に意見を述べ提言を行うことができる者を選任しております。また、取締役会は、経営全般・経営戦略、財務・会計、製造・技術・研究開発、営業・マーケティング、コンプライアンス・リスクマネジメント、人材マネジメント、国際性の各領域における豊富な経験や高度な専門的知識を有する取締役により構成されており、多様性を確保しております。監査等委員である取締役には適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任しております。また、取締役の人数は、定款には取締役（監査等委員である者を除く）は１０名以内、監査等委員である取締役は５名以内と規定していますが、現在、社外取締役2名を含む６名の取締役（監査等委員である者を除く）と社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役により取締役会を構成しております。これらにより、当社は取締役会及び監査等委員会の実効性を確保できると判断しております。

当社は、取締役会の実効性の評価について、毎年、社外取締役及び非業務執行社内取締役で構成する取締役会実効性評価会議を開催し、取締役による取締役会に対する自己評価（アンケートの実施等）を踏まえて議論を行っております。取締役会は、その議論の報告を受けて、取締役会の実効性の評価を行っており、その結果、当社取締役会の構成、運営は適正であり積極的な議論・審議が行われているとの評価が得られており、その実効性は確保されていると判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－３】

当社は、持続的な成長と安定した財務基盤の両立が株主の利益に資すると考えています。したがって、これまでの財務構造改革の成果をふまえ、利益の拡大や事業基盤の強化に必要な設備投資やＭ＆Ａは積極的に行っていく方針ですが、長期に亘る財務体質悪化のリスクには十分に留意します。

当社は、安定的な配当を持続的に実施することを基本方針とし、原則としてDOE（株主資本配当率）を2.5%以上、さらに自己株式取得も併せた連結総還元性向を2019年からの中期経営計画3カ年で30%以上とします。また、自己資本及びキャッシュフローの状況に応じ、企業価値の向上に資する成長投資も積極的に行い、将来の株主還元をさらに充実します。

【原則１－４】

当社は、業務提携や取引関係を維持・強化し当社の事業活動の円滑な推進のため必要と認める場合には、上場株式を保有することがあります。個別の政策保有株式について、保有の意義が十分ではないと考えられる政策保有株式は縮減していく方針のもと、毎年、取締役会において、当社の資本コストを勘案した上で個別銘柄の検証を行い、保有の適否を総合的に判断しています。

また、当社は、政策保有株式の議決権の行使に際しては、投資先企業の株主価値の向上を通じて当社へのリターンとなるかを基準として総合判断の上、議案への賛否を決定します。

【補充原則１－４－１】

当社は、株式を保有する政策保有株主から売却の意向が示された場合には、売却等を妨げるようなことはせずに承諾します。

【補充原則１－４－２】

当社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引はしておらず、今後も行いません。

【原則１－６】

当社は、資本政策が株主の利益に大きな影響を与えることを理解しており、既存株主の利益を不当に害するような資本政策を行うことはありません。なお、例えば大規模なＭ＆Ａ等により増資が必要になる場合には、取締役会・監査等委員会は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行います。

【原則１－７】
取締役会は、取締役会規程において、取締役と当社との取引について取締役会の承認を得ることと定めています。実際の取引については、会社や株主共同の利益を害することがないかの観点から、取締役会は、予め取引内容の妥当性を審議し承認するとともに、その取引結果の報告を受けています。主要株主との取引が生じる場合についても、同様の手続きとします。

【原則２－６】
当社は、年金資産の適切な運用を確保するため、人事・財務・ＩＲに関する知識・経験を持つ役職員で構成される資産運用委員会を設置しております。資産運用委員会は、リスクを抑えて予定利率を達成すべく運用の基本となる政策的資産構成割合・運用スタイルを策定した上で、資産運用機関に資産運用を委託し、また各委託先から定期的に運用実績及び運用体制・スチュワードシップ活動の実施状況等の報告を受け総合評価を行い、委託先の解約・選任を行っております。また、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理しています。

【原則３－１】
(i)当社及びグループ会社からなるUBEグループは、「共存同栄」「有限の鉱業から無限の工業へ」という2つを創業の精神として受け継ぎ、多様化・複雑化するニーズに応え、社会に新たな価値を提供し続ける企業としての使命と進むべき方向を経営理念として掲げています。
ＵＢＥ経営理念　「技術の探求と革新の心で、未来につながる価値を創出し、社会の発展に貢献します」
また、経営戦略・経営計画については、当社ウェブサイトにて開示しています。
https://www.ube-ind.co.jp/ube/jp/corporate/management/vision.html
https://www.ube-ind.co.jp/ube/jp/corporate/management/strategy.html

(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針
当社及びグループ会社からなるUBEグループのコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方と方針については、本報告書の「Ⅰ-1.基本的な考え方」「Ⅱ-3．現状のコーポレートガバナンス体制を選択している理由」「Ⅳ-1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」にて公表しておりますのでご参照ください。

(iii) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書の「Ⅱ-1．機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」にて公表しておりますのでご参照ください。

(iv) 当社は、化学、建設資材、機械など広範な事業活動に対し適切な意思決定・経営監視を実現するため、取締役（社外取締役を除く）・経営陣幹部には豊富な事業経験・業務経験を有する者を、社外取締役には独立した客観的な視点と高い見識を有し積極的に意見を述べ提言を行うことができる者を選任・指名し、またその機能を十分発揮していないと認められる場合等には解任を検討します。
また、その選解任・指名手続きとして、取締役（監査等委員である者を除く）については、取締役会の下部組織である指名委員会の審議を経て、取締役会で決議の上、株主総会に付議、承認を得ます。また、監査等委員である取締役については、指名委員会の審議を経て、監査等委員会の同意を得た上、取締役会で決議の上、株主総会に付議、承認を得ます。なお、経営陣幹部については、指名委員会の審議を経て、取締役会で決定いたします。

(v) 取締役（監査等委員である者を除く）並びに監査等委員である取締役の選解任理由は、「定時株主総会招集ご通知」に記載しています。
http://www.ube-ind.co.jp/ube/jp/corporate/shareinfo/meeting.html

【補充原則３－１－１】
取締役会は、上記の情報の開示（法令に基づく開示を含む）に当たって、正確性を確保しつつ、可能な限りわかり易い表現とするように努めています。

【補充原則４－１－１】
取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に則り、取締役会が決定すべき経営上の重要事項（会社の基本方針、金額・リスクの観点から重要な事項等）について意思決定するとともに、それ以外の事項の決定については、代表取締役社長に委任しています。

【補充原則４－１－３】
代表取締役社長等の後継者計画（プランニング）について、取締役会の下部組織である指名委員会において、定期的に協議を行っており、それを基に取締役会が監督しております。指名委員会は、社外取締役（監査等委員である者を除く）が委員の過半数を占め、かつ委員長を務めるなど、独立かつ客観的で実効性のある助言機能を確保しています。

【補充原則４－２－１】
取締役（監査等委員である者を除く）及び執行役員の報酬については、取締役会の下部組織である報酬委員会における審議を経て、取締役会が決定します。報酬委員会は、社外取締役（監査等委員である者を除く）が委員の過半数を占め、かつ委員長を務めるなど、独立かつ客観的で実効性のある助言機能を確保しています。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が決定しております。報酬の内容につきましては、本報告書の「Ⅱ-1．機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則４－３－２】及び【補充原則４－３－３】
代表取締役社長の選解任については、取締役会の下部組織である指名委員会における審議を経て、取締役会が決定します。指名委員会は、社外取締役（監査等委員である者を除く）が委員の過半数を占め、かつ委員長を務めるなど、独立かつ客観的で実効性のある助言機能を確保しています。

【原則４－８】
当社は、金融商品取引所及び当社の定める独立性に関する基準を満たす独立社外取締役を取締役9名のうち4名選任しています。独立社外取締役4名は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与すると考えています。

【原則４－９】
当社の独立性判断基準は、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、過去に独立性基準に抵触していた場合には現在の実態を確認の上判断すること、を追加しています。
また、取締役会は、独立性に加え、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として

選定するよう努めています。

【補充原則４－１０－１】
当社は、監査等委員会設置会社を採用しており、監査等委員会は、社外取締役２名を含む３名の監査等委員である取締役で構成されています。また、取締役９名のうち独立社外取締役が４名であり過半数ではありませんが、任意の機関として、指名委員会、報酬委員会を設置しており、両委員会とも委員３名のうち独立社外取締役（監査等委員である者を除く）が２名と過半数を占め、かつ委員長を務めるなど、独立社外取締役の適切な関与・助言を得る体制としています。

【補充原則４－１１－１】
取締役会は、化学、建設資材、機械など広範な事業活動に対し適切な意思決定・経営監視を実現するため、取締役（社外取締役を除く）として豊富な事業経験・業務経験を有する者を、社外取締役として独立した客観的な視点と高い見識を有し積極的に意見を述べ提言を行うことができる者を選任することを基本方針としています。また、取締役会は、経営全般・経営戦略、財務・会計、製造・技術・研究開発、営業・マーケティング、コンプライアンス・リスクマネジメント、人材マネジメント、国際性の各領域における豊富な経験や高度な専門的知識を有する取締役により構成されており、多様性を確保しております。取締役の人数は、定款には取締役（監査等委員である者を除く）は１０名以内、監査等委員である取締役は５名以内と規定していますが、現在、社外取締役２名を含む６名の取締役（監査等委員である者を除く）と社外取締役２名を含む３名の監査等委員である取締役により取締役会を構成しています。取締役（監査等委員である者を除く）候補者の選任については、指名委員会による審議を経て、取締役会で決議の上、株主総会に付議、承認を得ており、監査等委員である取締役候補者の選任については、指名委員会による審議を経て、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会で決議の上、株主総会に付議、承認を得ております。

【補充原則４－１１－２】
当社は、取締役の重要な兼任の状況を、「定時株主総会招集ご通知」に記載しています。
http://www.ube-ind.co.jp/ube/jp/corporate/shareinfo/meeting.html
また、当社の社外取締役が新たに他の上場企業の役員を兼任する場合は、事前に当社の業務に支障がないことを確認しています。

【補充原則４－１１－３】
当社は、取締役会の実効性の評価について、毎年、社外取締役及び非業務執行社内取締役で構成する取締役会実効性評価会議を開催し、取締役による取締役会に対する自己評価（アンケートの実施等）を踏まえて議論を行っております。取締役会は、その議論の報告を受けて、取締役会の実効性の評価を実施しております。
その結果、2021年5月開催の取締役会において、2020年度の取締役会については、当社取締役会の構成、運営は適正であり活発な議論と適切な審議が行われているとの評価が得られています。また、2019年6月に監査等委員会設置会社への移行した後、段階的に業務執行の意思決定に関する委任範囲の拡大を進め、執行部門による業務執行及び内部統制の構築・運営状況の報告の拡充、議案の事前説明の実施等、取締役会の実効性向上に資する対応が着実に実施されており、経営における監督機能の強化を進める取締役会としての実効性は確保されていると判断しました。

今後も、経営の監督機能に軸足をおく取締役会として、脱炭素化の世界的な潮流や来たる当社経営構造の転換を見据えた、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、①中長期的な経営上の重要課題に関する議論の一層の充実を図るとともにその執行状況のモニタリングを強化すること、②当社グループ全体としての内部統制やリスク管理体制の継続的改善とその有効性の監督を強化すること、③経営戦略等の重要課題への議論を一層充実させるため、代表取締役社長に対する重要な業務執行の決定に関する委任範囲の拡大につき検討を継続すること、④取締役会の構成における更なる多様性の確保に向けた取組みと検討を進めることを課題と考え、取締役会の実効性の更なる向上に努めてまいります。

【補充原則４－１４－２】
当社は、取締役がその職務を遂行する上で必要とする知識を習得する機会を提供することを基本方針としています。
取締役（社外取締役を除く）に対して社外講師を招いて新しい情報を取得する機会を提供する一方、取締役（社外取締役を除く）は必要に応じて外部機関主催のセミナー等に参加しています。社外取締役に対しては会社概要、経営状況（事業活動、事業環境、業界動向等）、コーポレートガバナンスの状況等についての説明、主力事業所への視察等を、就任時の実施に加え、就任後も必要に応じて適宜実施しています。
また、当社は、社外取締役、社内取締役及び執行役員が参加する役員経営研究会を毎年秋に開催し、その時々の経営テーマについて議論し認識を共有化しています。

【原則５－１】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主に対し迅速かつ適切に情報を提供し、建設的な対話を行うことが重要と考えています。このため、当社では、代表取締役社長や社外取締役を含む取締役が投資家との対話の場に出席し、直接説明・対話をすることをはじめ、積極的な取組み・体制整備を実施しています。その具体的な内容は、次のとおりです。
(1) 株主との対話全般の統括は、財務・IR部担当役員とします。
(2) 対話を補助するため、財務・IR部長は必要な都度、関係する各部と連携して施策を検討し、財務・IR部担当役員に提言します。
(3) 機関投資家には決算説明会、中期経営計画説明会、スモールミーティング、個別面談に加え、当社に対するより一層の理解のため事業説明会や工場見学会を、必要に応じて開催します。また、個人投資家向けには、別途財務・IR部担当役員等による説明会も開催します。
(4) 株主、投資家との対話において把握された意見は、必要に応じて経営陣・取締役会及び関係部署にフィードバックします。
(5) インサイダー情報の管理を徹底させるため、「インサイダー取引防止並びに内部情報の適時開示に関する規程」を定め、株主、投資家との対話に関係する役職員にこれを遵守させます。

【原則５－２】
当社は、中期経営計画策定時に、経営戦略や経営計画の見直しを行い、自社の資本コストを考慮して、収益計画や資本政策の基本的な方針とともに、経営指標に対する目標及びこれを実現するための事業戦略、事業ポートフォリオの見直し、設備投資や研究開発投資などの経営資源の配分を決定し、公表しています。説明内容については、株主が理解し易いものになるよう工夫しています。
なお、現在の中期経営計画については、当社ウェブサイトに掲載しています。
http://www.ube-ind.co.jp/ube/jp/corporate/management/strategy.html

２．資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,199,400	11.07
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,571,300	6.50
住友生命保険相互会社	2,000,000	1.98
日本生命保険相互会社	1,600,009	1.58
株式会社山口銀行	1,548,264	1.53
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	1,513,600	1.50
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	1,344,300	1.33
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,320,168	1.31
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,272,400	1.26
農林中央金庫	1,237,409	1.22

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4.支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5.その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
照井　恵光	その他											
東　哲郎	他の会社の出身者											
庄田　隆	他の会社の出身者											
福原　紀彦	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

照井　恵光		○	―――	同氏は、長年にわたり行政官として経済産業省の要職を歴任し、現在はＮＰＯ法人の理事長等の職にありますが、主要な取引先等には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しております。 同氏は、その専門的知見と豊富な経験により、2014年6月より社外取締役として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために自らの知見に基づき助言を行うとともに、当社の意思決定及び経営の監督に独立した第三者の視点を加え経営の効率性・透明性・客観性を確保するために重要な役割を果たしております。
東　哲郎		○	―――	同氏は、長年にわたり東京エレクトロン㈱の経営に携わり、2019年6月に同社の取締役相談役を退任しました。当社は、東京エレクトロン㈱との間において、化学品関連の販売取引がありますが、同社との取引実績は当期の当社売上高の1％未満であることから同社は当社との特別な利害関係はなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 同氏は、その経営者としての豊富な経験により、2019年6月より社外取締役として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために自らの知見に基づき助言を行うとともに、当社の意思決定及び経営の監督に独立した第三者の視点を加え経営の効率性・透明性・客観性を確保するために重要な役割を果たしております。
庄田　隆	○	○	―――	同氏は、長年にわたり第一三共㈱の経営に携わり、2019年6月に同社の相談役を退任しました。当社は、第一三共㈱との間において、医薬品関連の販売取引がありますが、同社との取引実績は当期の当社売上高の1％未満であることから同社は当社との特別な利害関係はなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 同氏は、その経営者としての豊富な経験により、2019年6月より監査等委員である社外取締役として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために自らの知見に基づき助言を行うとともに、独立かつ中立的な立場での業務執行取締役の業務執行状況の監督・監査機能の一層の強化のために重要な役割を果たしております。
福原　紀彦	○	○	―――	同氏は、長年にわたり法律学者として中央大学学長のほか諸団体の役職を歴任し、現在は中央大学法科大学院教授であり、弁護士資格を有しております。同氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 同氏は、その専門的知見と豊富な経験により、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために自らの知見に基づき助言を行うとともに、独立かつ中立的な立場での業務執行取締役の業務執行状況の監督・監査機能の一層の強化のため適任であり、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の補助者として監査等委員会室を設け、その専任スタッフは、監査等委員会の指揮命令に基づき監査等が効率的かつ円滑に遂行できるよう、監査等計画の立案及び監査等の補助を行っています。また、同スタッフの人事考課、人事異動、懲戒処分については当該監査等委員会の同意を必要とします。監査等委員会は、同スタッフの充実と取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性及び同スタッフに対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関して、代表取締役社長との間で意見交換を行います。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査部は、監査等委員会と内部監査計画について事前協議を行っております。監査等委員会は、監査部の四半期ごとの監査結果報告や常勤監査等委員への月例報告、並びに当委員会による監査等を通して気付いた事項について、必要に応じて監査部に調査を求め、又は指示等を行うなど、相互の連携を図っております。
また、監査部は、内部統制の整備及び運用状況に関し、会計監査人と随時情報交換や協議を行っております。監査等委員会は、会計監査人から会計監査計画及び四半期監査レビュー等の報告を受ける一方、常勤の監査等委員は会計監査人と緊密に情報交換を行い、相互の連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	評価･報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

1．指名委員会
(a)構成：2名の社外取締役(監査等委員である者を除く)と非業務執行社内取締役(取締役会長)より構成
照井恵光(委員長、社外取締役、独立役員)、東哲郎(社外取締役、独立役員)、山本謙(取締役会長)
※監査等委員である社外取締役も陪席
(b)役割：取締役候補者及び執行役員の選解任やサクセッションプランの審議を行い、取締役会に対し、独立かつ客観的で実効性のある助言を行います。

2．報酬委員会
(a)構成：2名の社外取締役(監査等委員である者を除く)と非業務執行社内取締役(取締役会長)より構成
東哲郎(委員長、社外取締役、独立役員)、照井恵光(社外取締役、独立役員)、山本謙(取締役会長)
※監査等委員である社外取締役も陪席
(b)役割：取締役(監査等委員である者を除く)及び執行役員の報酬の審議を行い、取締役会に対し、独立かつ客観的で実効性のある助言を行います。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。
当社の社外取締役が次のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役は独立性を有すると判断しています。

[独立性判断基準]
A．当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
B．当社の主要な取引先又はその業務執行者
C．当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家

（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
D．最近においてA、B又はCのいずれかに該当していた者
E．次の（A）から（D）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
（A）AからDまでに掲げる者
（B）当社の子会社の業務執行者
（C）当社の子会社の業務執行者でない取締役
（D）最近において前（B）、（C）又は当社の業務執行者(監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
F．過去にAからEのいずれかに該当しており、かつ現在も同様の状態にあるとみなすことができる者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社役員報酬の体系は、基本報酬、年次インセンティブ、長期インセンティブ（株式報酬型ストックオプション含む）で構成され、具体的には以下（「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載）により決定されています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者は、取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）及び執行役員（外国人役員を除く）とし、監査等委員である取締役および社外取締役については、独立性確保のためストックオプションを付与しておりません。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年度の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数については、次項「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」の「3.役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数」にて公表しておりますのでご参照ください。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1．取締役の報酬の総額の決定に関する事項
取締役の報酬の総額については、2019年6月27日開催の定時株主総会にて、以下のとおり決定しております。
・取締役（監査等委員である者を除く）：年額7億2千万円以内（うち社外取締役分は年額8千5百万円以内）
・監査等委員である取締役：年額1億5千万円以内
・上記とは別枠でストックオプションとして、取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）社内取締役に割り当てる新株予約権に関する報酬等の総額：年額1億3千万円以内

2．取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の決定方針
当社は、2021年3月1日施行の改正会社法に対応し、「取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の決定方針」として以下2－1．～7．を2021年3月30日取締役会にて決議しました。

2－1．基本方針
当社の取締役（監査等委員である者を除く。以下、単に「取締役」という）の報酬は、企業価値および株主価値の持続的向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、取締役の個人別の報酬等の決定に際しては、株主総会決議による取締役の報酬限度額内で、各職責を踏まえた適切な水準とすることを基本方針とする。
取締役のうち社内取締役（以下、単に「社内取締役」という）の報酬については、業績との連動性を強化し、単年度の業績のみならず、中長期的な目標達成を報酬に反映する。また現金報酬のほか株式報酬を設け、中長期的な企業価値および株主価値向上を意識づける報酬構成とする。具体的には、社内取締役の報酬は、基本報酬として役位別定額報酬、業績連動報酬として年次インセンティブおよび長期インセンティブにより構成し、年次インセンティブは全社業績連動報酬および年次個人業績目標達成評価報酬、長期インセンティブは中長期個人業績目標達成評価報酬および株式報酬型ストックオプションにより構成する。
また取締役のうち社外取締役（以下、「単に社外取締役」という）の報酬については、基本報酬のみ固定額を支払うこととする。

監査等委員でない取締役	報酬型式	報酬構成	報酬名称	支給形態

社内取締役	業績連動報酬	長期インセンティブ	株式報酬型ストックオプション	株式報酬
			中長期個人業績目標達成評価報酬	現金報酬
		年次インセンティブ	年次個人業績目標達成評価報酬	
			全社業績連動報酬	
	基本報酬	基本報酬	役位別定額報酬	
社外取締役	基本報酬	基本報酬	名称なし(基本報酬のみ固定額)	

2－2．基本報酬の報酬額の決定に関する方針
社内取締役の基本報酬については、役位に応じて年額を決定する。
社外取締役の基本報酬については、固定額を年額として決定する。

2－3．業績連動報酬（株式報酬型ストップオプションを除く）の内容および額の算定方法の決定に関する方針
社内取締役の業績連動報酬のうち、全社業績連動報酬については、当社グループ全体の事業年度ごとの業績向上の意識を高めるため、持分法適用会社の業績を反映できる連結経常利益を指標とし、前事業年度における連結経常利益に役位別係数を乗じた算出式によって算定し決定される。
また年次および中長期個人業績目標達成評価報酬については、役位別に予め定められた評価テーブルに基づき、事業年度初めに各役員が設定した年次目標および中長期目標に対する達成度合いに応じて報酬額が決定される。

報酬名称	区分	算出方法
全社業績連動報酬	会社業績	前事業年度連結経常利益×役位別係数
年次個人業績目標達成評価報酬	個人業績	各役員別の年次目標の達成度合い
中長期個人業績目標達成評価報酬	個人業績	各役員別の3-5年の中長期目標の達成度合い

2－4．非金銭報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針
社内取締役に対する非金銭報酬は株式報酬型ストックオプションとし、社内取締役の中長期的な目標達成および株主価値向上のインセンティブを高めることを目的に、予め決められた価格（1円／株）で当社の株式を購入できる権利として、新株予約権を役位に応じて割り当てる。また、当社が定める中期経営計画の対象期間である3年間の翌期に限り、対象期間中の経営指標（連結経常利益、連結フリーキャッシュフロー、連結ROE）の達成度に応じて80%～130%まで付与株式数を調整する。

報酬名称	区分	算出方法
株式報酬型ストックオプション	会社業績	通常年＝A、調整年＝B A.役位別基礎金額÷前年度平均株価＋前年からの繰越株式数 B.役位別基礎金額÷前年度平均株価×(100%+付与率▲20%～30%) ＋前年からの繰越株式数 (* 経営指標の達成度に応じて80%～130%の範囲で調整)

2－5．基本報酬の額、業績連動報酬の額、および非金銭報酬の額の社内取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
社内取締役の種類別の報酬の構成割合については、基本報酬の水準と安定性を基本としつつ、中長期的な企業価値の向上を重視し、基本報酬と業績連動報酬（株式報酬型ストックオプションを含む）とのバランスを考慮し適切に設定する。
具体的には、基本報酬、年次インセンティブ、長期インセンティブ（株式報酬型ストックオプションを含む）の支給割合は、過去の平均連結経常利益額および、年次および中長期個人業績目標達成評価の中間値を基準として、概ね基本報酬50%、年次インセンティブ30%、長期インセンティブ20%となるように設計されている。
※1　社長、会長の報酬については、上記よりも基本報酬比率を低く、年次インセンティブの比率を高く設定

2－6．報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針
取締役の個人別の報酬（社内取締役に対する株式報酬型ストックオプションを除く）は、7月から翌年6月までの1年間の任期について支給する。またその総額を12で除した額を毎月支払うものとする。
社内取締役に対する株式報酬型ストックオプションについては、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる。

2－7．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
取締役の個人別の報酬等は、透明性、客観性を確保するため、取締役会の下部組織であり委員長および過半数を社外取締役で構成する報酬委員会にて審議され、その審議結果は取締役会に提案･報告され、取締役会にて決定される。
取締役の報酬水準については、常に外部調査機関による役員報酬調査データを参照し、当社と規模や業種の類似する大手製造業の水準と比較し、客観的妥当性を確認しながら、総合的に勘案して決定する。

3．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬			
			年次インセンティブ	長期インセンティブ	内）株式報酬	
取締役（監査等委員である者を除く）	262	147	74	40	18	6
（うち社外取締役）	(24)	(24)	(-)	(-)	(-)	(2)
監査等委員である取締役	67	67	-	-	-	3
（うち社外取締役）	(28)	(28)	(-)	(-)	(-)	(2)
合計	329	214	74	40	18	9
（うち社外役員）	(52)	(52)	(-)	(-)	(-)	(4)

（注）1.使用人兼務取締役はおりません。
2.株式報酬（ストックオプション）は、会計基準に従い、当事業年度において費用計上した金額です。従って、金銭として支給された報酬などではなく、また、金銭の支給が保証された報酬などでもありません。
3.監査等委員である取締役は、基本報酬のみで固定額としております。

3－1．上記業績連動報酬（株式報酬型ストックオプションを除く）に係る指標の目標および実績
業績連動報酬は、1.全社業績評価、2.年次個人業績目標達成評価、3.中長期個人業績目標達成評価に基づいて決定されます。1.全社業績連動報酬の指標として、前事業年度における連結経常利益を使用しております。2.年次個人業績目標達成評価の指標として、期首に各役員が設定した年次目標（基本予算の達成、4つの安全とコンプライアンスの取り組み強化、品質保証体制の再構築、各事業課題の着実な実施など）を使用しております。さらに3.中長期個人業績目標達成評価の指標として、期首に各役員が設定した中長期目標（人的経営資源の充実、地球環境問題への継続的取り組み、ガバナンス機能の強化と企業文化の変革など）を使用しております。1.全社業績評価については、指標に役位別係数を乗じた算出式（前事業年度連結経常利益×役位別係数）によって報酬額が算定され、2.年次個人業績目標達成評価、3.中長期個人業績目標達成評価については指標の達成度を評価し、報酬額が決定されます。

指標の目標および実績は以下のとおりです。

指標	区分	目標	実績
連結経常利益	全社業績	470億円	357億円
年次目標	個人業績	個人毎	個人毎に異なる
中長期目標	個人業績	個人毎	個人毎に異なる

3－2．役員の報酬等の決定手続きの概要
(a)取締役（監査等委員である者を除く）および執行役員の個人別報酬は、透明性、客観性を確保するため、取締役会の下部組織であり委員長および過半数を社外取締役で構成する報酬委員会にて審議され、その審議結果は取締役会に提案・報告され、取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役の個人別報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。
(b)役員の報酬等の額の決定過程における取締役会および報酬委員会の活動は、2020年6月の報酬委員会にて、2020年度における取締役（監査等委員である者を除く）および執行役員の報酬等の額に係る審議を行い、2020年6月の取締役会にて、同委員会からの答申を尊重し、取締役（監査等委員である者を除く）および執行役員の報酬等の額につき決定いたしました。取締役会および報酬委員会は、各指標の実績と個人毎の評価が妥当であること、また上記「取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の決定方針」に沿って報酬算定が行われたことを確認し、個人別報酬額が適切であると判断しました。

＜報酬委員会等の活動内容＞
当事業年度における取締役等の報酬等に関する審議および決定のための委員会等の活動は次のとおりです。

委員会等	開催回数	活動内容
報酬委員会	3回	・2019年度役員業績評価ならびに2020年度各人別報酬額支給額確定審議 ・2020年度株式報酬型ストックオプション割当審議 ・取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の決定方針および役員業績評価・報酬内規一部改定審議
取締役会	3回	・2019年度役員業績評価ならびに2020年度各人別報酬額支給額確定審議・決定 ・新株予約権に関する各取締役および各執行役員の報酬等の額の審議・決定 ・各取締役および各執行役員に対して新株予約権を引受ける者の募集および割当審議・決定 ・取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の決定方針および役員業績評価・報酬内規一部改定審議・決定

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対し担当秘書を設置し、経営陣、監査等委員会との連絡・調整等の業務遂行の支援を行っています。また、取締役会の会日に先立って、社外取締役を含む全取締役に会議資料を事前配布しています。
監査等委員である取締役については、監査等が効率的かつ円滑に遂行できるよう監査等委員会室がサポートを行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
竹下　道夫	顧問	その他の事項に記載	非常勤・報酬有	2015/3/31	任期1年間（最長3年間）

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1名

その他の事項

・当社は定款において、取締役会決議により顧問を置くことができる旨を定めており、内規により原則として任期は1年とし、最長で3年としております。
・顧問は、会社の経営上の諸問題について、必要に応じて、その知識や経験に基づく助言や支援等を行うほか、経済団体活動、社会・地域貢献活動、文化的活動などの対外活動を担っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

経営上の意思決定・業務執行体制］
経営上の意思決定・業務執行体制につきましては、「Ⅳ-1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」にて公表しておりますのでご参照ください。

［監査等委員会監査等、内部監査及び会計監査の状況］
（1）監査等委員会監査等
①監査等委員会は、株主の負託を受けた独立の機関として、法令、監査等委員会規程等に則り、内部統制システムの構築・運用状況の監視・検証及び取締役等の業務執行者に対する監督を行います。

②監査等委員会監査の組織、人員
・監査等委員会は、3名の監査等委員で構成され、そのうち2名は独立性を有する社外取締役、1名は常勤の社内取締役であり、委員長は社外取締役が務めております。

監査等委員：
庄田隆(委員長、社外取締役、独立役員)
福原紀彦(社外取締役、独立役員)
山元篤(社内取締役)

・監査等委員会及び監査等委員の機能を強化するため、執行部門から独立した監査等委員会室を設置し、内部監査や財務部門等を経験した専任のスタッフ4名を配置し、職務遂行のサポートを行っています。

③活動状況
(a)監査等委員会の開催状況及び監査等委員の出席状況
・監査等委員会は、原則として毎月開催するほか、必要に応じて随時開催しております。当事業年度においては、14回の監査等委員会を開催し、監査等委員の出席率はすべて100%でした。

(b)監査等活動の概要
・監査等の方針及び監査等計画に基づき、代表取締役社長との定期的な意見交換会や業務執行取締役・執行役員・子会社を含む事業部門・内部統制部門等への監査を行うとともに、会計監査人及び内部監査部門からの監査の報告、経営会議等の重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、並びに子会社の監査役と定期的な情報交換を行う等、必要な情報を収集しています。
・また、社外監査等委員は、取締役(監査等委員である者を除く)の選解任および報酬等の監督のため、指名委員会および報酬委員会に陪席し、その内容・手続を確認しています。

（2）内部監査
当社の内部監査は、独立組織として社長に直属している監査部（10名）が実施しております。海外法人も含めて当社グループ全体を監査の対象とし、内部統制の状況、法令・規程・マニュアル等の遵守状況をチェックし、経営活動全般にわたり潜在的リスクの洗い出しに努めております。年度監査計画に基づき監査を行い、改善すべき事項の指摘を含む監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会へ適時に報告するほか、内部監査の実施状況を定期的に代表取締役社長、監査等委員会及び経営会議へ報告しております。なお、監査部長はコンプライアンス推進委員会、情報セキュリティ委員会等の全社横断的なリスク管理対応組織のメンバーとなっており、各委員会と連携してリスク管理体制の強化を図っております。

（3）会計監査
会計監査については、ＥＹ新日本有限責任監査法人が監査業務にあたっています。2020年度に会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等は以下のとおりです。
・当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員・業務執行社員 唐木 秀明
指定有限責任社員・業務執行社員 鈴木 達也
指定有限責任社員・業務執行社員 甲斐 靖裕

監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 5名
その他 32名

［指名、報酬決定等の機能］
当社は前述のとおり取締役会の下部組織として、「指名委員会」と「報酬委員会」を設置しており、本報告書更新日現在、指名委員会及び報酬委員会ともに3名の取締役（監査等委員である者を除く）で構成され、それぞれの委員長は社外取締役が務めております。なお、当社取締役及び執行役員の報酬決定については、本報告書の「Ⅱ-1．機関構成・組織運営等に係る事項［取締役報酬関係］報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」にて公表しておりますのでご参照ください。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会による経営に対する監督機能の向上を図りながら、経営の公正性及び透明性の確保を推進しており、経営における「監督機能」と「業務執行機能」をより明確に分離し、取締役会による監督機能を強化するとともに業務執行にかかる意思決定の迅速化を図るため2019年6月27日開催の定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社へ移行しました。また、執行役員が業務執行に専念できる体制として2001年6月から執行役員制度を採用しています。現在の経営陣は、取締役9名と執行役員23名（うち取締役兼務者3名）となっております。
取締役会は、原則として執行役員を兼務しない取締役が議長を務めることとし、法令、定款及び取締役会規程に則り、会社の基本方針及び取締役会が決定すべき経営上の重要事項について意思決定をするとともに、それ以外の事項については、代表取締役社長に委任しています。業務執行取締役及び執行役員は、取締役会が決定する経営方針に基づき、代表取締役社長から権限委譲を受けた業務を遂行しております。
また、意思決定及び経営監視に独立した第三者の視点を加え、経営の透明性・客観性を確保するために、2005年度から社外取締役を招聘しています。さらに、取締役会の下部組織として、「指名委員会」と「報酬委員会」を設置しており、本報告書更新日現在、指名委員会及び報酬委員会ともに3名の取締役（監査等委員である者を除く）で構成され、それぞれの委員長は社外取締役が務めております。
以上のとおり、当社は現状の企業統治体制を採用することにより、経営の効率化・意思決定の迅速化とともに、経営の透明性の向上と外部の視点を取り込んだ経営監視・監督機能の強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定より1週間早い3週間前発送を原則としております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスすることによって実施可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2010年6月開催の株主総会から議決権の電子行使を導入し、合わせてプラットフォームも導入しました。招集通知は、東証ホームページのほか、当社ウェブサイトにも掲載し情報を入手しやすくしており、決議通知についても当社ウェブサイトに掲載しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ウェブサイトには招集通知、決議通知を要約した英訳も掲載しております。
その他	株主総会を個人投資家へのIRの機会ととらえ、社長が当社の経営の課題と対策について説明を行っております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成して、当社ウェブサイトで公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券取引所や証券会社主催等の個人投資家向け説明会に定期的に登壇しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算発表後の説明会、四半期決算発表毎の電話会議の他、定期的に事業説明会や工場見学会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、米国、アジア各地において定期的に主要投資家を訪問しております。（コロナ禍においてはリモート会議形式で実施）	あり
IR資料のホームページ掲載	ビジョンや経営方針、IRポリシーやディスクロージャーポリシー、コーポレート・ガバナンスに関する方針や配当方針、リスク情報を始め、取引所への開示書類、短信、事業報告書、過去からの財務諸表、統合報告書、IR説明会資料や経営計画資料など、詳細に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：財務・IR部 / 責任者：財務・IR部長	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループのサステナビリティ活動（CSR活動）は、サステナビリティ基本指針のもと、環境保全活動は環境安全部が、労働・人権については人事部が、コンプライアンスについては法務部が、サプライチェーンについては購買部が、それぞれ個別に当社グループ全体の活動を管轄し、総務部が取り纏めを担っております。なお、当社グループのサステナビリティ推進活動や環境保全活動への取り組み状況は、「統合報告書」や当社webサイトにおいて報告しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	UBEグループの企業倫理確立のため制定し、グループ社員一人一人に冊子として配布している「私達の行動指針」にて、私達は、“ ステークホルダーに正確な会社情報を、迅速かつ公平に開示・提供する ”ことを定めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システム構築の基本方針に関し、取締役会において下記のとおり決議しております。（当初決議日：2006年5月11日、直近の改訂決議日：2021年3月30日） 会社の機関の内容については、本基本方針の1の2）における意思決定システムに記載のとおりです。

1．当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社からなるＵＢＥグループは、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを、その基本的使命とする。 そのために当社は、監査等委員会設置会社として、監査権や意見陳述権を有する監査等委員である取締役が取締役会において議決権を保有する体制を整え、取締役会による業務執行の監督機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任することで業務執行の迅速化を図るなど、実効的なコーポレート・ガバナンスを確立することにより、適正な事業活動を持続的に営み、株主をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得ることに努める。

これを具現化するため、コーポレート・ガバナンス確立のための基本要素であるＵＢＥグループの運営方法及び意思決定システムを次の通りとする。なお、これを実施する基本方針として「グループ経営指針」を位置づけるものとする。

1）「グループ経営」の運営方法

ア）グループマネジメント

取締役会は経営戦略上の重要な業務執行の状況と経営成績を監督する。取締役会よりＵＢＥグループの業務執行を委任された代表取締役社長が、執行方針を明確にし、化学部門（合成ゴム事業部、ナイロン・ファイン事業部、機能品事業部、医薬事業部、化学生産本部、研究開発本部）及び各カンパニーの目標を設定するとともに、その目標の達成に必要な人・モノ・金の経営資源を配分する。またカンパニーの権限を越える重要執行案件の解決に当たる。

また、代表取締役社長から権限委譲を受けた業務執行取締役および執行役員は、取締役会の監督機能の実効性を確保するため、中長期経営計画における業務執行状況や内部統制システムの構築・運用状況について定期的な報告を行う。

イ）カンパニーマネジメントと業務執行

グループマネジメントと合意した方針に基づき配分された経営資源を有効活用し、カンパニーの目標達成に向けて自律的に業務を執行する。

ウ）グループスタッフ部門

グループマネジメント及びカンパニーマネジメントの戦略立案機能や業績管理機能の補佐、人・モノ・金の経営資源の調達、事業部門に共通する機能あるいは専門性の高い機能を集約して効率的に提供する等の役割を担う。

2）意思決定システム

経営における「監督機能」と「業務執行機能」を分離し、透明で効率的な企業経営の推進のため、経営の意思決定に関し以下の会議体を設ける。

ア）取締役会

会社法及び「取締役会規程」で規定された事項、会社の基本方針及び重要な執行案件について、株主利益の代弁者として中長期的な視点から審議・決議する。

更に、意思決定及び経営監視に独立した第三者の視点を加え経営の効率性・透明性・客観性を確保するため、社外取締役を招聘する。

また、取締役会の下部組織として取締役数名による「指名委員会」「報酬委員会」を設置する。

イ）グループ経営会議

「グループ経営指針」及び「グループ経営会議規程」に基づき、グループ全体の資源配分や調整が必要な事項、グループ全体に影響を及ぼす重要事項並びに建設資材部門及び機械部門に関する重要事項について審議・決定する。

また、「グループ経営会議（環境安全）」は高圧ガス保安法で定める「保安対策本部等」として高圧ガス設備等の保安管理に関わる重要事項を審議・決定する。

ウ）化学経営会議

「グループ経営指針」及び「化学経営会議規程」に基づき、化学部門における当社及びグループ会社の事業戦略等の重要事項を審議・決定する。

エ）カンパニー会議

「グループ経営指針」及び「カンパニー会議規程」に基づき、カンパニーレベルにおける当社及びグループ会社の事業戦略等重要事項を審議・決定する。

2．当社及びグループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ＵＢＥグループの企業倫理確立のため「私達の行動指針」を制定し、これを企業活動及び役員・従業員がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範とする。

コンプライアンスの確保・推進及び市場における公正で自由な競争を損なう行為を防止し、企業活動の健全性確保のためコンプライアンス・オフィサーを置き、その諮問機関として顧問弁護士を加えた「コンプライアンス推進委員会」を設置する。さらに、外国為替及び外国貿易法など、国際平和及び安全の維持のために輸出管理法規において規制されている貨物及び技術を不正に輸出または提供しないことを輸出管理の基本とし、ＵＢＥグループ内に周知徹底するため、「規制貨物等輸出管理委員会」を設置する。

また、コンプライアンスに関する問題を迅速に察知・是正するため、職制ルートによらず役員・従業員が直接連絡できる通報窓口（ＵＢＥＣ－Ｌｉｎｅ）を設ける。

反社会的勢力の排除に向けたＵＢＥグループの基本的な姿勢を上記「私達の行動指針」に明記するとともに、「反社会的勢力に対する基本指針」を取締役会で決議し、市民社会を脅かす団体・組織等の反社会的勢力との関係遮断、不当要求の拒絶と毅然たる対応等を具体的に定める。

会計基準その他関連する法令・規則を遵守し、財務報告の信頼性を確保するために内部体制を整備する。

3．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びにグループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

法令並びに取締役会規程、稟議規程、グループ経営会議規程、化学経営会議規程及びカンパニー会議規程等の社内規程に基づき、文書（電磁的記録を含む）を記録、保存するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

また、当社は、グループ会社の取締役に対し、当社が定める各種委員会等の規程に従って必要事項を報告するとともに、当該グループ

会社において重要な事象が発生した場合には、直ちに当社へ報告することを義務付ける。

4．当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
取締役会・グループ経営会議・化学経営会議など意思決定の各過程において、事業の目的達成を阻害するリスクを洗い出し、そのリスク発生可能性と影響度を評価した上で適切な対策を実施する。
リスクの洗出しと発生可能性及び影響度を収集するための全社統一した管理システムを設け、リスク情報の一元管理を行う部署を設置し、当社及びグループ会社の損失の危機の管理に関する内部体制を整備する。
更に、以下の委員会等を設け個別のリスクに対処する体制をとる。

1）情報セキュリティ委員会
「情報セキュリティポリシー」を定め、これを周知徹底し遵守状況をチェックするとともに、情報セキュリティに関する規則・規程を整備する。
2）危機対応委員会
国内及び海外における緊急事態に速やかに対処するため、情報の集約や社内外への対応などについてマニュアルを整備し、内外統一的な危機対応体制を構築する。

5．当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
監査等委員会設置会社として、経営における「監督機能」と「業務執行機能」をより明確に分離し、株主利益の代弁者として中長期的視点から株主価値の最大化を推進する機関としての役割を担う取締役会は、監督機能に軸足をおき、重要な業務執行の権限を代表取締役社長に委任することで、意思決定の迅速化を図る。また、執行役員制度を導入し、執行役員が業務執行に専念できる体制も整えている。
取締役会は、執行役員を兼任しない取締役が議長を務めて業務執行の妥当性・効率性を監督することにより、透明性を高め、株主価値の最大化とリスクの最小化を図る。
当社は最適なコーポレート・ガバナンスのあり方を常に検討しながら、経営における執行機能の強化・迅速化と、戦略的意思決定機能、コーポレート・ガバナンス機能の一層の充実を図っている。
グループ会社についても、前記1．の「当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」に記載した通り、グループマネジメント、カンパニーマネジメント等を通じて、ＵＢＥグループとしてグループ会社の取締役の効率的な職務の執行を図っていく。

6．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、並びにその使用人の取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性及びその使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の補助者として専任スタッフを配置する。当該専任スタッフは、監査等委員会の指揮命令に基づき、監査等が効率的かつ円滑に遂行できるよう、監査等計画の立案及び監査等の補助を行う。また、同スタッフの人事考課、人事異動、懲戒処分については監査等委員会の同意を必要とする。
また、監査等委員会は、同スタッフの充実と取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性及び同スタッフに対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関して、代表取締役社長との間で意見交換を行う。

7．当社及びグループ会社の取締役（監査等委員である者を除く）、執行役員及び使用人並びにグループ会社の監査役が当社監査等委員会に報告をするための体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及びグループ会社の取締役（監査等委員である者を除く）、執行役員及び使用人並びにグループ会社の監査役は、当社及びグループ会社に重大な法令違反、コンプライアンスに関する重要な事実、及び著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査等委員会に報告する。また、当社は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ会社内に周知徹底する。

8．監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当社監査等委員である取締役の職務に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

9．その他監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、重要な決裁書類を閲覧し、取締役（監査等委員である者を除く）、執行役員及び使用人からの業務報告聴取を行うことができる。監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針の確認及び重要課題等について意見交換を行う。
監査等委員会は、内部監査部門と内部監査計画について事前協議を行う。また、監査結果等の報告を定期的に受け、必要に応じて内部監査部門に指示等を行うことができる。監査等委員会は、グループ会社の監査役と情報交換を行い、必要に応じて内部監査部門に調査を求め、又は指示等を行うことができる。
監査等委員会は、会計監査人から会計監査計画及び実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的に及び必要に応じて情報交換を行い、相互の連携を図る。
監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員である者を除く）の人事及びその報酬についての監督を行うため、取締役会の下部組織である指名委員会及び報酬委員会に陪席することができる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループでは、グループの事業活動並びに各役員・従業員の行動におけるコンプライアンス実践の基準として「私達の行動指針」を1998年に制定し、コンプライアンスの推進と企業倫理の確保に取組んでいる。「私達の行動指針」の第2章「法の遵守」において、「私達は国内外の法令、会社の規則を遵守し、健全な社会の一員として行動します。」「反社会的勢力とは取引関係を含め一切関係を持ちません。」と記載しており、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確に謳っている。
さらに、取締役会の決議により、以下のとおりの「反社会的勢力に対する基本指針」を明確にしている。

「当社及びグループ会社（以下、「UBEグループ」という。）は、暴力団等の暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下、「反社会的勢力」という。）による被害を防止するために、以下を基本指針とします。
（1）ＵＢＥグループは、反社会的勢力とは、取引関係を含め、一切関係を持ちません。
（2）ＵＢＥグループは、反社会的勢力による不当要求は拒絶し、民事・刑事の両面から毅然として法的対応を行います。
（3）ＵＢＥグループは、反社会的勢力への資金提供や裏取引を絶対に行いません。
（4）ＵＢＥグループは、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
（5）ＵＢＥグループは、反社会的勢力の不当要求に対しては、組織全体として対応するものとし、対応する役員や従業員の安全を確保します。」

２．反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況
（倫理規定、行動規範、社内規則等の整備状況）
反社会的勢力に対する姿勢を明記した「私達の行動指針」、上記取締役会決議による「反社会的勢力に対する基本指針」のほか、反社会的勢力との取引を防止するための社内ルールを設けている。

（社内体制の整備状況）
（1）平素の対応
ア）対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
対応統括部署は総務部であり、不当要求防止統括責任者は総務部担当役員である。
イ）外部の専門機関との連携状況
常時、顧問弁護士、外部コンサルタントと協議・相談しながら、緊密な連携関係を構築する。
ウ）反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
警察等の関係団体や、外部セミナー等への参加を通じて、必要な情報を収集している。また、担当部署（総務部）では反社会的勢力に関する最新動向の把握及びグループ内での情報交換に努める。
エ）対応マニュアルの整備状況
担当部署（総務部）には反社会的勢力を想定した対応マニュアルを整備し、役員及び従業員に配布の上、反社会的勢力への対応方針の解説及び具体的事例や注意事項の周知に努めている。
オ）研修活動の実施状況
パソコンを利用した全役員及び全従業員を対象にした研修（eラーニング）や、社内外講師による研修を実施している。
（2）有事の対応
反社会的勢力による不当要求があったときは、組織全体として対応する。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制について】模式図は、別添1をご参照ください。

【適時開示体制の概要】
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。模式図は、別添2をご参照ください。

1．適時開示の基本姿勢
　当社グループでは、IR活動に際して常に誠意を持った対応を旨とし、資本市場において当社グループの経営方針、経営戦略や　事業の状況に関する理解促進を図るとともに、経営の透明性を高め、市場からの信頼を深めるため、適時・適切で公平なディスクロージャーを目指します。
　また、株主や投資家・証券アナリストといった市場参加者と会社との双方向コミュニケーションを積極的に行うことにより、　互いの認識ギャップを埋め、市場における認識・評価を経営にフィードバックします。

2．情報開示の対象
　金融商品取引法等の関係法令を遵守し、東京証券取引所が定める「適時開示規則」に基づき、重要な会社情報の開示を行います。また、「適時開示規則」に該当しない情報についても、株主、投資家をはじめすべてのステークホルダーの皆様に当社をご理解いただくために有用と判断する情報については、積極的かつ公平に情報開示を行います。

3．情報開示の方法
　「適時開示規則」に該当する情報の開示は、東京証券取引所が運営するTDnetに公開するとともに、東京地区・宇部地区の記者クラブでニュースリリースを行います。開示した情報は、当社ホームページに速やかに掲示いたします。
　また、「適時開示規則」に該当しない情報についても、ホームページやメディアを通じて、公平かつ広範な情報開示に努めます。

4．適時開示に係る社内体制の状況
　適時開示に係る責任部署は財務・IR部となっています。
(1) 決定事実に関する情報
　適時開示規則上開示が求められる決定事実に関する情報は、会社法等の法令あるいは当社規程により、取締役会付議事項または稟議決裁事項に含まれています。いずれの場合も財務・IR部は、適時開示該当事項の有無をチェックし、該当する場合は、取締役会または稟議において承認後、適時開示を行います。
(2) 発生事実に関する情報
　適時開示規則上開示が求められる発生事実に関する情報は、「インサイダー取引防止並びに内部情報の適時開示に関する規 程」などの社内規程により、発生部署から財務・IR部に速やかに連絡されることとなっています。財務・IR部は、適時開示事項に該当する場合、代表取締役、財務・IR部担当役員、総務部担当役員に報告するとともに、適時開示を行います。
(3) 決算に関する情報
　適時開示規則上開示が求められる決算に関する情報は、取締役会付議事項となっており、取締役会において承認後、財務・IR部が適時開示を行います。
(4) 子会社に係る情報
　適時開示規則上開示が求められる子会社に係る情報は、「インサイダー取引防止並びに内部情報の適時開示に関する規程」などの社内規程により、当社における当該子会社の主管部署長が情報を入手し、財務・IR部に速やかに連絡されることとなっています。財務・IR部は、適時開示事項に該当する場合、代表取締役、財務・IR部担当役員、総務部担当役員に報告するとともに、適時開示を行います。

【別添１】 マネジメント体制の概略図

コーポレートガバナンスと内部統制の概要

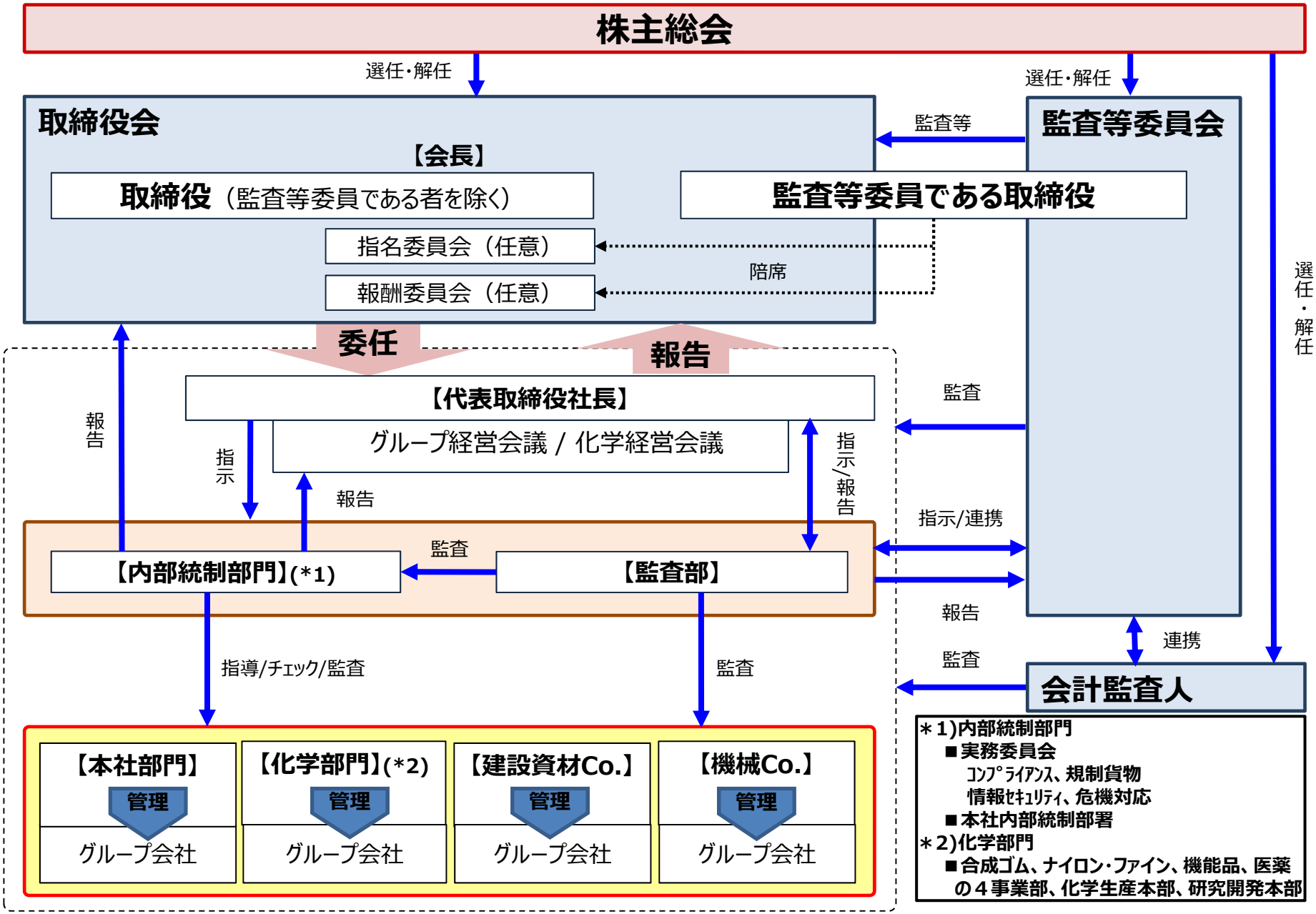

【別添 2】会社情報の適時開示に係る社内体制の模式図

